

## 漁業信用基金協会の運営について

(46.6.9.46水漁第4023号)  
水産庁長官発、各協会理事長あて

中小漁業融資保証保険制度は、発足後18年を経過したが、この間漁業信用基金協会(以下「協会」という。)の業務は累年伸長し、昭和45年度の保証実績は544億円に達している。これは、道府県をはじめ関係各団体の協力と各協会の役職員の努力によるところが極めて大きいものと思われる。しかしながら、昭和41年度まで減少傾向にあった保険事故は、昭和42年度以降別表にみられるように一部の協会および業種において急増し、代位弁済額も昭和42年度2億2,800万円、昭和43年度7億3,200万円、昭和44年度6億1,200万円、昭和45年度は8億8,300万円に達し、さらに昭和46年度上期における代位弁済予定額も前年度を上回るものとみられる。

このため、協会によってはその財務内容が著しく悪化し、代位弁済資金を定期預金担保による借入れや地方公共団体からの借入れに頼らざるを得ない状況となっており、こうした事態が中小漁業融資保証保険特別会計の収支に及ぼす影響も少なくない。本特別会計の昭和43年度から昭和45年度までの剰余金合計額は2億9,100万円であるが、これに対し昭和45年度末における未払保険金は2億7,200万円となっており、この3年間の実質的な剰余は2,200万円にすぎず(このほかに未請求分の保険金が相当額存在している。)特別会計における出資金および利益積立金の金利収入を除けば、保険料および回収金収入は支払保険金に比し約7,800万円の不足となっている。

本保険制度は、基金が毎年蓄積されていくことによって、はじめて保険料率の引下げ、低利資金の内部還元等の制度の改善が可能となるのであり、このような状況が今後も続く場合は、保険料率の引上げ等の措置を図らざるを得ない状態となるこ

とも考えられる。

したがって、今後協会の業務運営にあたっては、下記事項に十分留意のうえ業務の適正な運営に努められたい。

特に、収支率等の良好でない協会にあっては、その改善に特段の努力を払われたい。

## 記

### 1. 保証の方針について

本制度は、中小漁業者への資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として発足した制度であり、漁業協同組合に交付された漁業権証券を中心として漁業者の出資金および地方公共団体の出資金を加えて協会が設立されている。したがって、本来系統金融の一環として業務を推進すべきであるが、設立当初においては系統機関の資金量の不足もあり、一般金融機関の融資についても副次的に保証を行なうこととなったものである。しかしながら、系統金融機関の資金量の充実した現在にあっては、より一層系統金融の一環としての機能を果たすよう業務の推進に努められたい。

昭和44年度に発足した漁業近代化資金の保証実績は、同年度は25億円で同資金の融資実績の26%に相当し、また、昭和45年度は76億1,600万円と融資実績の32%が保証に付されている。しかしながら、協会によっては、かならずしも本制度の活用が十分であるとみられないので、これらの協会にあっては同資金の融資が中小漁業者および沿岸漁業者に十分浸透するよう、その円滑化および同資金の原資となる漁業系統資金の保全を図るという趣旨にそつて本制度が十分活用されるよう運営されたい。

また、今後の保証に際しては、最近の事故発生および延滞状況等を十分認識し、事故発生の増大とならないよう慎重な審査のうえ実施するとともに、保証の伸長に際しては逆選択とならないよう関係機関と密接な連けいをとり、危険分散を図ることにより相対的に事故率を低下させるよう努められたい。当庁においても、

今後は保険契約にあたり、これらの状況、実績等を考慮のうえ、保険契約の締結を行なう所存であるが、特に、事故率の高い協会および全国的に事故率の高い業種に対する保証額の大きい協会にあっては、以下の点に特段の注意を払われたい。

- (1) 現に保証中のものについては、融資金融機関と十分連携をとり、常に被保証人の経営動向のは握に努めるとともに、担保の徴求については更に適切な措置をとられたい。
- (2) 代位弁済になるおそれがあると考えられる既被保証人に対する追加保証は行なわないこととし、やむを得ず追加保証（借替え保証を含む。）をする場合は保証額の圧縮、保証倍率の引下げ等の措置をとること。
- (3) 今後の保証に際しては、会員に対して一律の保証倍率を適用することは避け、また、金融機関の調査意見書のみによって判断することなく、必要に応じ協会独自の調査を行なうなど、会員の経営内容を適確には握したうえで、適正な保証倍率を適用すること。
- (4) 保証倍率の適用に際し、保証金額の多額なものおよび保証期間の長期なものについては、倍率のてい減化を図ること。
- (5) 真珠養殖業、まき網漁業、水産加工業等全国的に事故率の高い業種についての保証は、当分の間特に慎重に審査を行なうこと。
- (6) 連帯保証人については、形式的な連帯保証人ではなく保証能力のある者を立て、必要に応じ換価しうる物的担保の徴求を行なうこと。
- (7) 代位弁済は、金融機関と協議のうえ、可能な限りまず担保処分等を行なった後に行なうこととされたい。

## 2. 経営基盤の確立について

本制度における保証額は、年ごとに増大してきているが、最近の増大傾向は特に著しく昭和40年度の年間保証額207億円に対し、昭和45年度では544億円と2.6倍に達している。また、保証期間の長期化および一件当たり保証金額

の増大に伴って、保証残高では昭和40年度末158億円に対し、昭和45年度末では555億円と3.5倍に達した。このことは、水産業をとりまく内外のきびしい諸条件に対処して、水産業の一層の発展を図るため、近時漁船の大型化、漁船装備の高度化等が進められていること、また、生産規模が拡大されている反面、自己資本不足と借入金依存度が恒常化してきていることに起因しているものと思われる。

一方、協会の保証能力の基盤たる出資金は、昭和40年度末55億円であったものが、昭和45年度末現在で92億円とこの間に67%の増加にとどまっております。これまでの保証額の増大に対して保証倍率の引上げによって対処してきた。

しかしながら、最近における事故率の増大と一件当たり保証額の多額化による事故発生時の協会負担額の増大が協会財務を圧迫していること等からみて、これ以上倍率を引き上げることは困難とみられ、また、漁業近代化資金の融資枠も昭和44年度100億円、昭和45年度250億円、昭和46年度350億円と逐年増大し、今後一層の増大が見込まれることから、協会によってはこれらの増大する保証需要に十分応ずることが出来なくなることも懸念される。このような保証需要の増大に対処するためには基金の増強が何よりも必要であるので、出資金の増大と慎重な審査による適正なる保証倍率の適用、さらに保証決定後の適切な債権管理による事故防止、求償権の管理回収の推進および経費の節減等によつて内部留保の充実を図り、今後の資金需要の増大にこたえうる事業体制の確立に努力されたい。

別表1

## 協会別代位弁済状況

(単位:千円)

| 協<br>会<br>別  | 40年度    | 41年度    | 42年度    | 43年度    | 44年度    | 45年度    |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 北海道          | 16,004  | 26,957  | 30,704  | 135,613 | 123,244 | 45,706  |
| 青森県          | 8,503   | 8,409   | 12,198  | 26,655  | 27,695  | 102,160 |
| 岩手県          | 2,598   | 1,029   | 3,500   |         | 8,300   | 1,556   |
| 宮城県          |         |         | 3,848   | 19,700  | 15,000  | 6,000   |
| 秋田県          |         | 1,000   |         | 3,890   | 4,900   | 2,299   |
| 山形県          | 2,090   | 400     | 2,400   |         | 5,800   |         |
| 千葉県          | 1,050   | 6,980   | 26,000  | 27,500  | 3,000   | 150,817 |
| 神奈川県         |         |         |         |         |         | 20,000  |
| 新潟県          | 1,370   | 1,406   | 583     | 300     |         |         |
| 石川県          | 6,000   |         |         | 1,230   |         | 5,000   |
| 福井県          |         |         |         | 3,400   |         | 14,600  |
| 愛知県          |         |         | 2,770   |         |         |         |
| 三重県          | 15,576  | 3,120   | 3,200   | 14,100  | 28,838  | 48,982  |
| 京都府          |         |         |         | 950     |         |         |
| 兵庫県          |         |         | 4,500   | 6,200   |         |         |
| 和歌山県         | 22,262  | 3,900   | 4,105   | 18,200  | 9,094   |         |
| 鳥取県          | 1,900   | 11,960  | 11,820  |         |         |         |
| 島根県          |         |         | 4,800   |         |         | 27,693  |
| 岡山県          |         | 2,190   |         | 2,000   |         | 1,000   |
| 広島県          | 2,890   | 300     | 8,495   | 4,950   | 23,893  | 8,910   |
| 香川県          |         | 15,000  |         |         | 15,000  |         |
| 愛媛県          | 1,961   |         | 2,022   | 21,400  | 11,753  | 7,646   |
| 高知県          | 7,714   | 1,826   | 5,604   | 33,609  | 35,935  | 40,400  |
| 山口県          | 3,335   | 16,300  | 21,400  | 98,647  | 23,426  | 116,476 |
| 福岡県          | 366     |         | 30,500  | 161,051 | 125,170 | 32,941  |
| 佐賀県          | 2,100   | 386     |         |         | 1,700   |         |
| 長崎県          | 2,243   |         | 47,200  | 41,669  | 127,143 | 174,710 |
| 熊本県          |         |         | 2,100   | 7,527   | 6,738   | 7,627   |
| 大分県          |         |         |         |         |         | 3,500   |
| 鹿児島県         | 1,400   |         |         | 9,880   | 3,165   | 8,038   |
| 日本マツ<br>・まぐろ | 4,920   | 1,007   | 571     | 93,436  | 12,530  | 27,680  |
| 合 計          | 104,282 | 102,170 | 228,320 | 731,907 | 612,324 | 883,741 |

別表 2

## 漁業種類別代位弁済状況

(単位: 千円)

| 年度<br>種類       |             | 40年度    | 41年度    | 42年度    | 46年度    | 44年度    | 45年度    |
|----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 遠洋<br>沖合<br>漁業 | 以西底曳        |         |         |         |         |         | 53,960  |
|                | 沖合底曳        |         | 1,029   |         | 10,716  |         | 5,839   |
|                | まき網         | 4,092   | 18,590  | 26,492  | 106,762 | 22,776  | 220,889 |
|                | さけます        | 2,713   | 1,340   |         | 12,300  | 3,800   | 5,000   |
|                | かつお・<br>まぐろ | 34,862  | 7,333   | 16,779  | 127,086 | 46,024  | 110,821 |
|                | その他         | 18,350  | 8,751   | 45,086  | 17,755  | 34,875  | 88,607  |
| 沿岸<br>漁業       | 定置          | 7,384   | 1,206   | 750     | 52,810  | 36,231  | 3,655   |
|                | 養殖          | 156,286 | 34,490  | 71,000  | 113,036 | 216,285 | 212,991 |
|                | その他         | 17,617  | 14,492  | 26,549  | 39,941  | 103,663 | 83,745  |
| 組合事業           |             | 2,978   |         | 2,770   | 3,450   | 500     |         |
| 水産加工           |             |         | 14,939  | 38,894  | 248,051 | 148,170 | 98,234  |
| 合 計            |             | 104,282 | 102,170 | 228,320 | 731,907 | 612,324 | 883,741 |